

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例

(平成 25 年大阪市条例第 10 号)

現在、行政活動の諸分野において、民間事業者等の活用の可能性が拡大しており、大阪市においても、「民間でできることは民間に委ねる」を基本とした施策を推進し、地域全体で公共の福祉の増進を担う社会構造への転換を図ることが必要とされている。

ここに、大阪市は、外郭団体等と大阪市との間における時機に応じた関係性を構築するための規範を定め、もって公正で透明性の高い、効率的な市政の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、外郭団体等への本市の関与及び監理に関する事項等を定めることにより、外郭団体等への本市の関与の適正性及び透明性を確保し、もって外郭団体等を通じて実現しようとする本市の行政目的及び施策の効率的かつ効果的な達成を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、「外郭団体」とは、次に掲げる法人であって、市規則で定めるものをいう。

(1) 本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人であって、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市が資本金等を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしている法人

2 この条例において、「出資法人」とは、外郭団体以外の法人であって本市が資本金等を出資している法人をいう。

3 この条例において、「外郭団体等」とは、外郭団体及び出資法人をいう。

4 この条例において、「所管機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関（権限を有するものに限る。）又は公営企業管理者であって、外郭団体等を所管するものをいう。

5 市長は、第1項の市規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ大阪市外郭団体評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（外郭団体等への関与の原則）

第3条 本市の外郭団体に対する資本金等の出資又は出えん、財政的関与、人的関与その他の関与（以下「外郭団体への関与」という。）については、当該外郭団体を通じて実現しようとする本市の行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする。

2 本市の出資法人に対する資本金等の出資又は出えん、財政的関与、人的関与その他の関与については、当該関与の目的に応じて必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする。

（外郭団体への関与の公表）

第4条 市長は、所管機関からその所管する外郭団体に係る外郭団体への関与の状況について報告を徴し、その内容を取りまとめて、毎年度公表するものとする。

（外郭団体への関与に係る委員会への諮問）

第5条 所管機関は、当該所管機関が必要があると認めたとき又は市長が必要があるとして当該所管機関に求めたときは、その所管する外郭団体に係る外郭団体への関与の状況について委員会に報告し、外郭団体への関与のあり方について意見を聴くものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。

（外郭団体等の監理の原則）

第6条 外郭団体等の監理については、本市の外郭団体等に対する関与の程度に応じて行うことを原則とし、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

（外郭団体の報告、評価等）

第7条 市長は、予算の執行の適正を期するため、本市が資本金等の4分の1以上を出資し、又は出えんしている外郭団体に対し、当該外郭団体における毎事業年度終了後、経営評価を行い、その結果を当該外郭団体を所管する所管機関を通じて報告するよう求めるものとする。

2 前項の経営評価とは、あらかじめ市長が定めて公表する指針（以下「指針」という。）に基づき、法人の事業の成果、業務遂行の効率性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、当該法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に行う評価をいう。

3 第1項に規定する外郭団体は、同項の規定により報告を求められたときは、速やかに経営評価を行い、その結果を所管機関を通じて市長に報告しな

ればならない。

- 4 市長は、指針に基づき、前項の規定により報告された経営評価の結果について審査を行い、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体の事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を所管機関を通じて当該外郭団体に対して通知するものとする。
- 5 所管機関は、前項の規定による市長の評価の結果を踏まえて、当該外郭団体において改善を要する点があると認めるときは、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体に対し、助言等を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。
- 6 所管機関は、前項の規定により助言等を行ったとき及び必要な措置を講ずるよう求めたときは、当該助言等及び講ずるよう求めた措置の内容について市長に報告しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定により報告を受けた助言等及び措置の内容について、市会に報告するとともに、公表するものとする。
- 8 市長及び所管機関は、第1項に規定する外郭団体以外の外郭団体の経営に係る評価等について、前各項の規定の例により取り扱うよう努めなければならない。

(統廃合等に関する助言等)

第8条 所管機関は、その所管する外郭団体について、その目的の達成の程度、事業の実施状況、経営状況、組織の実体等を考慮し、必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いた上で、当該外郭団体に対し、統廃合、解散又は法人の形態の転換について助言等を行うものとする。この場合において、市長以外の所管機関は、市長を通じて委員会の意見を聴くものとする。

(役員報酬等の公表)

第9条 出資法人のうち本市と本市の事務若しくは事業に係る契約を締結し、又は本市の補助金、負担金等の交付を受ける法人であって市規則で定めるもの及び外郭団体（以下これらを「役員報酬等公表法人という。」）は、本市から当該契約に係る支払又は当該交付を受ける役員報酬等公表法人における事業年度の前年度（外郭団体にあつては、当該外郭団体における毎事業年度）に係る役員の個人ごとの報酬（賞与その他の職務執行の対価として役員報酬等公表法人から受ける財産上の利益を含む。）及び退職金（退職する際に役員報酬等公表法人から受ける財産上の利益をいう。）並びに貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類について、役員報酬等公表法人における決算確定後公表しなければならない。

2 役員報酬等公表法人は、前項の規定による公表の状況について、速やかに、所管機関を通じて市長に報告しなければならない。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、前条第2項の規定により役員報酬等公表法人から報告があったときは、同条第1項の規定による公表の状況について公表するものとする。

(公表を行わない役員報酬等公表法人に対する措置)

第11条 所管機関は、その所管する役員報酬等公表法人が、第9条第1項の規定による公表を行わないときは、当該役員報酬等公表法人に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(資本金等の減少に関する報告)

第12条 外郭団体等は、1事業年度において資本金等の額の減少をしたときは、当該減少額及びその理由について、当該外郭団体等における当該事業年度に係る決算確定後速やかに、所管機関を通じて市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告の内容について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定に付す決算に併せて、市会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経営評価に関する規定の適用)

2 第7条第1項及び第8項の規定は、これらの規定の適用を受ける外郭団体におけるこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了した事業年度に係る同条第2項に規定する経営評価について適用する。

(準備行為)

3 第2条第1項の市規則の制定及びこれに係る委員会への諮問その他必要な手続は、施行日前においても行うことができる。